

令和 7 年 7 月 3 1 日
水産局 漁業資源課

しじみ船びき網採捕許可の休止について

利根川におけるひき網（しじみ船びき網）漁業については、漁業権放棄後に残存するしじみ資源を利用するため、毎年、採捕許可してきましたが、以下の理由から、一旦、許可を休止することとします。

- しじみ資源は極めて低水準に推移しており、過去 20 年以上まとまった漁獲がない（当該採捕許可の経緯となった残存資源はなくなった）。
- 許可を受けても漁獲が見込めない中で、毎年の許可更新手続は関係漁業者の負担になっている。

1 背景・経過

- ・ S46 年 利根川河口堰の建設
- ・ S55 年 水資源開発公団（現 独立行政法人・水資源機構）と関係 6 漁協が補償協定を締結（しじみの漁業権が消滅）
- ・ S56 年 県が採捕許可方針を制定し、水資源公団宛てに「利根川河口堰周辺におけるしじみ漁業の取扱いについて」の通知を発出
- ・ H9 年 非組合員による採捕者が増加し、漁業調整問題に発展したため、採捕を規制する委員会指示を毎年発出
- ・ H24 年 しじみ資源が極めて低水準に推移し、資源の回復の兆しがないため、以降の委員会指示の発出を取りやめ

2 しじみの資源状況、採捕許可件数等（別紙参照）

（1）資源状況等

長期間、生息密度が低水準な状況が継続しており、増加の兆しがない。

漁獲量：S56 年 7,539t ⇒ H13 年 117t ⇒ H18 年 0.4t

⇒H27 年以降 0kg

（2）許可件数等

漁獲量の減少に伴い、許可件数が大きく減少している。

S56 年 162 件（6 漁協）⇒R6 年 12 件（2 漁協）

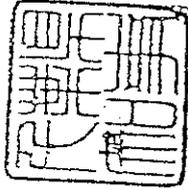
3 今後の対応

- ・ 資源が回復した場合には、現行の許可方針を基本として許可方針を制定し、許可を発出する。
- ・ 漁場の資源状況を把握するため、引き続き関係漁協と連携して、内水面水産研究所によるモニタリング調査を実施していく。

河 第 302 号
昭和56年8月31日

水資源開発公団

総裁 山本三郎 様



千葉県知事 沼田

利根川河口堰周辺におけるシジミ漁業の取扱いについて
利根川河口堰周辺水域の漁業問題の解決につきまして、特段の
御理解と御協力をいただき感謝しております。

さて、利根川河口堰周辺の漁業権漁場（千葉県内共第1号、
第2号及び第3号）におけるシジミ漁業については、昭和55
年10月27日付けで貴公団と関係6漁業協同組合との間で締結
された協定に基づきまっ消されることとなりましたが、現実には
しばらくの間シジミ資源が残存します。

つきましては、当該シジミ資源の利用については、漁業秩序の
維持を図る必要から下記のとおり取り扱うことといたしますので
御了解願います。

記

1 採捕の方法

シジミ船びき網による採捕については、別添許可方針により
措置する。

2 漁業補償問題について

(1) 昭和55年10月27日付けで締結された当該協定書及び

千 葉 県

係認書に基づき、今後各目のいかんにかかわらずいかなる公
共事業に対しても捕魚その他の要求をさせない様措置する。

また、災害等緊急事態の発生するおそれがある場合におい
て、当該シジミ漁業に關し水資源開発公団から操業中止の申
入れがあつたときは、その指示を順守させる。

(2) シジミ船びき網による採捕者からは、水資源開発公団及び
千葉県あて別紙様式の誓約書を提出させる。

ひき網（レンジミ船びき網）による採捕許可方針

（趣旨）

千葉県内水面におけるレンジミ船びき網による採捕許可に關する取扱いについては、千葉県内水面漁業調整規則（昭和47年千葉県規則第7号。以下「規則」という。）の規定によるほかこの方針の定めるところによる。

（適用範囲）

2 この方針の適用範囲は、内共第1号、第2号及び第3号の共同漁業施設区域とする。

（許可の基準）

3 採捕の許可は、1人1件とする。

（許可の対象者）

4 採捕の許可をすることができる者は、次に掲げる漁業協同組合の組合員とする。

佐原漁業協同組合

北総漁業協同組合

笹川漁業協同組合

中利根漁業協同組合

下利根漁業協同組合

珉子市西漁業協同組合

（採捕の区域）

5 採捕の区域は、次表の左欄に掲げる漁業協同組合の組合員にあつては、それぞれ同表右欄に掲げる区域とする。

漁業協同組合	区	域
佐原漁業協同組合	内共第1号の区域	
北総漁業協同組合	内共第2号の区域のうち北総漁業協同組合の地先、水域	
笹川漁業協同組合	内共第2号の区域のうち笹川漁業協同組合の地先、水域	
中利根漁業協同組合	内共第2号の区域のうち中利根漁業協同組合の地先、水域及び内共第3号の区域	
下利根漁業協同組合	内共第3号の区域	
珉子市西漁業協同組合	内共第3号の区域	

（採捕の期間）

6 採捕の期間は周年とする。

（許可の有効期間）

7 採捕の許可の有効期間は1年とする。

（許可の申請）

8 採捕の許可を受けようとする者は、規則別記第5号様式による申請書に、次の書類を添えて知事に提出しなければならぬ。

(1) 漁員の構造及び大きさを表す図面

(2) 所属漁業協同組合長の副申書

(3) 漁船原簿謄本

(4) よう船の場合にあつては、よう船契約書又は船舶使用承諾書及び船舶所有者の印鑑証明書

(5) その他知事が必要と認める書類

（制限又は条件）

9 採捕の許可に付する制限又は条件は、次のとおりとする。

- (1) 採捕中漁船の見やすいところに、許可番号を記入した標識
(20センチメートル四方以上)を表示しなければならない。
- (2) 漁業調査等の必要により、知事が指示した場合には直ちに採捕を中止し、知事の指示に従わなければならない。

(試験研究等の適用除外)

10 この方針は、試験研究又は教育実習のための採捕許可に関する取扱いについては適用しない。

附 則

この方針は、昭和56年8月10日から施行する。

シジミ船びき網の採葉に当たつては、佐原漁業協同組合ほか
 漁業協同組合と水資源開発公団が締結した種ヶ而開発事業等に伴
 う漁業補償協定（昭和十五年十月二十七日締結）に基づき当該漁
 業に關し、今後各目のいかんにかかわらずいかなる公共事業に対
 しても補償、その他の要求を一切行わないこと、及び災害等緊急
 事態が発生するおそれがある場合において、この漁業に關し水資
 源開発公団、又は千葉県から採葉中止の申入れがあつたときは、
 その指示に従うことを誓約いたします。

昭和 年 月 日

所属組合名
住 氏 名

水資源開発公団
嵯 坂 山 本 三 郎 様

シジミ船びき網の採葉に当たつては、佐原漁業協同組合ほか
 漁業協同組合と水資源開発公団が締結した種ヶ而開発事業等に伴
 う漁業補償協定（昭和十五年十月二十七日締結）に基づき当該漁
 業に關し、今後各目のいかんにかかわらずいかなる公共事業に対
 しても補償、その他の要求を一切行わないこと、及び災害等緊急
 事態が発生するおそれがある場合において、この漁業に關し水資
 源開発公団、又は千葉県から採葉中止の申入れがあつたときは、
 その指示に従うことを誓約いたします。

昭和 年 月 日

所属組合名
住 氏 名

千葉県知事 沼 田 武 様

○しじみ漁獲量（暦年，単位：トン）

○年度別ひき網（しじみ船びき網）による採捕許可件数

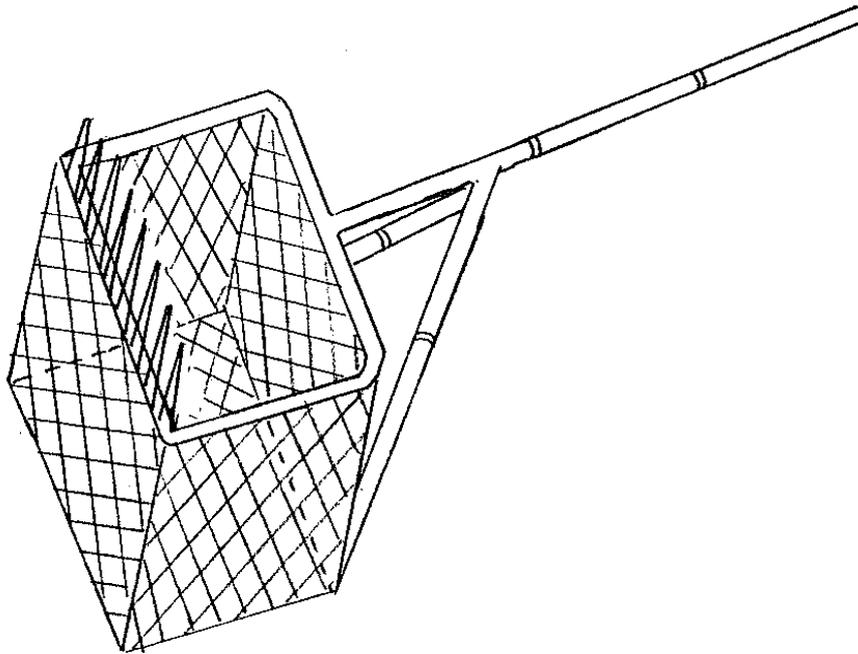
年	千葉県	うち利根川
S56年	7,552	7,539
S57年	5,137	4,944
S58年	3,257	2,702
S59年	2,259	1,921
S60年	1,534	1,407
S61年	1,262	1,246
S62年	1,354	1,344
S63年	1,483	1,479
H元年	1,747	1,747
H 2年	1,673	1,671
H 3年	1,786	1,786
H 4年	1,872	1,871
H 5年	1,696	1,695
H 6年	2,317	2,316
H 7年	4,619	4,618
H 8年	5,329	5,329
H 9年	1,051	1,050
H10年	772	772
H11年	1,132	1,132
H12年	1,223	1,209
H13年	132	117
H14年	5	5
H15年	5	5
H16年	4	4
H17年	2	2
H18年 *	0	0.4
H19年 *	1	0.012
H20年 *	-	0.036
H21年 *	1	0.000
H22年 *	0	0.232
H23年 *	0	0.026
H24年 *	0	0.021
H25年 *	0	0.021
H26年 *	-	0.001
H27年 *	-	0.000
H28年 *	-	0.000
H29年 *	-	0.000
H30年 *	-	0.000
R元年 *	-	0.000
R 2年 *	-	0.000
R 3年 *	-	0.000
R 4年 *	-	0.000
R 5年 *	-	0.000
R 6年 *	-	0.000

年	佐原	北総	笹川	中利根	下利根	銚子市	計
S56年	7	0	0	71	64	20	162
S57年	6	31	42	67	65	20	231
S58年	3	19	36	66	66	20	210
S59年	3	7	23	64	62	20	179
S60年	0	0	10	62	59	19	150
S61年	0	2	14	62	60	19	157
S62年	0	3	5	61	60	19	148
S63年	0	0	3	61	60	19	143
H元年	0	3	2	56	60	18	139
H 2年	0	3	2	54	59	18	136
H 3年	0	3	1	53	61	18	136
H 4年	0	3	1	55	59	17	135
H 5年	0	2	0	52	57	17	128
H 6年	0	3	0	52	55	15	125
H 7年	0	3	0	52	56	15	126
H 8年	0	3	0	52	54	14	123
H 9年	0	3	0	48	54	13	118
H10年	0	3	0	44	56	14	117
H11年	0	3	0	43	56	13	115
H12年	0	3	0	35	52	12	102
H13年	0	3	0	28	49	11	91
H14年	0	3	0	23	48	11	85
H15年	0	3	0	20	42	10	75
H16年	0	3	0	12	42	10	67
H17年	0	3	0	9	42	9	63
H18年	0	3	0	6	34	7	50
H19年	0	3	0	1	26	7	37
H20年	0	3	0	0	25	7	35
H21年	0	3	0	0	23	7	33
H22年	0	3	0	0	18	7	28
H23年	0	3	0	0	15	7	25
H24年	0	1	0	0	13	7	21
H25年	0	0	0	0	13	7	20
H26年	0	0	0	0	13	7	20
H27年	0	0	0	0	10	7	17
H28年	0	0	0	2	9	7	18
H29年	0	0	0	0	5	6	11
H30年	0	0	0	0	6	5	11
R元年	0	0	0	0	6	6	12
R 2年	0	0	0	0	6	6	12
R 3年	0	0	0	0	9	6	15
R 4年	0	0	0	0	9	6	15
R 5年	0	0	0	0	9	6	15
R 6年	0	0	0	0	6	6	12

* 資料：千葉農林水産統計年報。
平成18年以降の利根川漁獲量は採捕許可に基づく漁獲成績報告による。

許可件数は各年9月1日時点の件数

ひき網(しじみ船びき網)による採捕許可方針



ひき網(しじみ船びき網)

(漁法) 船の上から水底のしじみを搔きながら船を前進させ、しじみを採捕する。

(漁具の構造) 刃口を付したしじみかきに2.5~4mの柄をつけたもの。

* 図は、採捕部分のみ